

情報提供資料

平成28年9月29日

日高市

総務部 収税課 収税担当

TEL042-989-2111 (内線1322)

課長 鯉沼正夫

担当者職・氏名 主査 北野新二

11月1日(火)から市税の「クレジット納付」が可能になります

市税の納付方法は、金融機関窓口などでの「納付書納付」の他に、「口座振替納付」、コンビニエンスストアで納付ができる「コンビニ納付」のいずれかが選択可能となっていました。

この度、納税者の更なる利便性向上を図るため、11月1日(火)以降に納期が到来する市税においては、「ヤフー! 公金支払い」上で納付手続きを行うことにより、「クレジット納付」が可能になります。

対象税目

○市民税・県民税(普通徴収)

○軽自動車税

○固定資産税・都市計画税

○国民健康保険税

※平成28年度は、11月1日(火)以降に納期限がくるもののみが対象となり、クレジット納付対応の再発行納付書が必要です。申し出により、再発行納付書を作成します。平成29年度以降は、対象税目の全ての市税でクレジット納付が可能です。

納税者が負担する決済手数料(納付書1枚当り)

納付金額	決済手数料(税込)
~10,000円	54円
10,001円~20,000円	162円
20,001円~30,000円	270円
30,001円~40,000円	378円
以降10,000円ごと	108円ずつ加算

クレジット納付対応のカード



納付方法

- ①検索サイトで「ヤフー! 公金支払い」と検索し、表示されたアドレス【<http://koukin.yahoo.co.jp>】にアクセスします。
- ②画面の案内に従い、納付書記載の「納付番号」及び「確認番号」を入力します。
- ③クレジットカード番号などの必要事項を入力し、納付手続きを完了させます。

注意事項

- 納期限を過ぎた市税はクレジット納付することはできません。
- クレジット納付が可能な金額は納付書1枚当たり100万円未満です。
- 後日税金が還付となった場合でも、クレジット納付の決済手数料は返金されません。